

三重県災害時における石綿飛散防止対策マニュアル

三重県

令和8年1月

<< 目 次 >>

第1章 総則	1
1 目的.....	1
2 本マニュアルの位置付け	1
3 本マニュアルの対象	1
第2章 平常時における準備	5
1 石綿使用建築物の把握	5
2 石綿使用建築物の把握の方法.....	5
3 注意喚起の周知体制の整備	6
4 災害対応時に必要な資材の確保	7
5 石綿露出状況調査の準備.....	8
6 環境モニタリングの準備.....	8
第3章 災害発生時の対応	8
1 初動対応時の注意喚起	8
2 石綿露出状況調査の実施と応急措置	8
3 県有施設の被災状況確認・報告	10
第4章 復旧・復興時の対応	11
1 解体等工事における石綿の飛散・ばく露防止措置の実施.....	11
2 注意解体時における目視調査.....	13
3 注意解体の協議・作業計画	13
4 注意解体の立入検査	15
第5章 環境モニタリング	15
1 環境モニタリングの実施.....	15
2 環境モニタリングの方法と結果の周知.....	16

第1章 総則

1 目的

石綿(アスベスト)は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、様々な建築材料に使用されてきた。しかし、石綿を吸引すると、肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため、現在は、新たな製造・使用等が禁止されているものの、一部の建築物やその他の工作物(以下「建築物等」という。)に残存している。

地震や豪雨等による災害時には、石綿を含む建材(以下「石綿含有建材」という。)を使用している建築物等の倒壊・損壊に伴う外部への露出による石綿の飛散・ばく露のおそれが指摘されている。

令和2年6月の大気汚染防止法改正では、災害時に備えるため、国や地方自治体の施策として、建築物等の所有者又は管理者(以下「建築物所有者等」という。)による建築物等の石綿含有建材の使用状況の把握等を促進する規定が、新たに盛り込まれた。また、令和5年4月には、環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(以下「災害時マニュアル」という。)が、この法改正内容や近年における石綿飛散防止に関する動向を踏まえて改訂された。

本マニュアルは、こうした背景から本県における災害時の石綿飛散防止についての基本的な実施事項等を定め、関係部署が平常時から密接に連携し災害時における迅速な対応を図ることにより、県民の安全・安心を確保することを目的とする。

2 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、環境省の災害時マニュアルを踏まえ、本県(大気汚染防止法第31条で定める政令市の四日市市を除く。)における、平常時の準備、災害によって建築物等から石綿が外部へ露出した際の応急対応、復旧・復興時における建築物等の解体による石綿の飛散・ばく露防止措置について、基本的な実施事項及び実施主体を定める。

実際の運用に当たっては、「三重県地域防災計画」及び「三重県災害廃棄物処理計画」との整合を図りつつ、災害の規模・種類・被害の程度等の状況に応じて適切かつ柔軟に対応するものとする。

3 本マニュアルの対象

(1) 対象とする災害

本マニュアルで対象とする災害は、地震・津波災害、風水害等とする。

(2) 対象とする石綿

本マニュアルで対象とする石綿の種類は、表1に示す6種類とする。

平常時及び災害発生時は、飛散性の高い石綿含有吹付け材(レベル1建材)を最優先とし、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材(以下「石綿含有断熱材等」という。)(レベル2建

材)についても飛散防止の観点から対象とする。一方で、復旧・復興時は、大気汚染防止法に基づき、全ての石綿含有建材を対象とする。マニュアルにおける主な内容と対象とする石綿含有建材を表2に示す。

また、石綿含有吹付け材(レベル1建材)と石綿含有断熱材等(レベル2建材)の代表的なものを表3、表4に示す。

表1 対象とする石綿の種類

石綿の種類
クリソタイル(白石綿)、アモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)、 アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト

表2 本マニュアルの主な内容と対象とする石綿含有建材

本マニュアルの対応時期	内容	対象とする石綿含有建材
第2章 平常時における準備	・石綿使用建築物の把握 ・注意喚起の周知体制の整備 ・災害対応時に必要な資材の確保 ・石綿露出状況調査及び環境モニタリングの準備	石綿含有吹付け材 石綿含有断熱材等
第3章 災害発生時の対応	・初動対応時の注意喚起 ・石綿露出状況調査及び応急措置 ・県有施設の被災状況確認・報告	石綿含有吹付け材 石綿含有断熱材等
第4章 復旧・復興時の対応	・解体等工事における石綿の飛散・ばく露防止措置の実施	全ての石綿含有建材
第5章 環境モニタリング	・環境モニタリング	石綿含有吹付け材 石綿含有断熱材等

表3 石綿含有吹付け材（レベル1建材）の例

<p>【吹付け石綿】</p> <p>石綿含有吹付け材の一種。柱や梁等の耐火被覆としてよく使用されている。また、吸音や結露防止を目的として壁や天井に使用されていることがある。</p> <p>表面は綿状で、色は灰色や白色、青色、茶色をしている。</p>	
<p>【石綿含有吹付けロックウール】</p> <p>石綿含有吹付け材の一種。石綿を混ぜたロックウールを吹付けたもので、吹付け石綿と同様、柱や梁等の耐火被覆としてよく使用されている。</p> <p>表面は綿状で、モルタルと一緒に吹付けられているため、灰色でセメントと同じ色をしていることが一般的である。</p>	

出典:写真「目で見るアスベスト建材(第2版)」(国土交通省 平成20年3月)

表4 石綿含有断熱材等（レベル2建材）の例

<p>【屋根用折板裏石綿断熱材】</p> <p>石綿含有断熱材の一種。フェルト状で、工場や倉庫等の屋根用折板の裏側に使用されていることがある。</p>	
---	--

<p>【煙突用石綿断熱材】</p> <p>石綿含有断熱材の一種。煙突の内側に、コンクリート劣化防止の目的で使用されている。綿状であり、さらに内側にスレート板を施した2層構造のものもある。</p>	
<p>【石綿含有保温材】</p> <p>配管のエルボ部(曲がり部)に使用されていることがある。粉末状となっていることが多く、表面の養生の劣化・損傷により露出することがある。</p> <p>また、配管の直管部にも使用されているケースがあるので注意が必要である。</p>	
<p>【けい酸カルシウム板第2種】</p> <p>石綿含有耐火被覆材の一種。柱や梁に、耐火被覆を目的として板状の石綿含有耐火被覆板が使用されていることがある。</p> <p>内装材として使用されるけい酸カルシウム板第1種よりも厚くて軽い。厚みは 12mm～70mm のものがある。</p>	

出典:写真「目で見るアスベスト建材(第2版)」(国土交通省 平成 20 年3月)

第2章 平常時における準備

1 石綿使用建築物の把握

災害発生時に、石綿飛散防止を迅速に実施するためには、平常時から建築物における石綿使用状況を把握しておくことが重要である。そのため、平常時から建築物の石綿使用状況及び石綿を使用している可能性のある建築物(以下「石綿使用建築物」という。)の情報を収集・整理しておくことで、応急措置の際の基礎資料とする。

2 石綿使用建築物の把握の方法

石綿使用建築物の把握は、既存情報の活用が効率的である。このため、大気・水環境課は次の(1)から(4)の情報を収集し、石綿使用建築物リストを整備し、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局(以下「地域防災総合事務所等」という。)と共有する。

【大気・水環境課、地域防災総合事務所等】

【】内は実施主体を指す。以下同じ。

(1) 登記簿

環境省の災害時マニュアルでは、建築物の建築年代、構造等、地域の情報から石綿を使用している可能性のある建築物の把握ができるとしている。このため、不動産登記法に基づく登記簿から、以下の条件を全て満たす建築物は、石綿を使用している可能性のある建築物として整理する。

建築年代：建築年月日が平成7年以前の建築物

構 造 等：鉄骨造(S造)、鉄筋コンクリート造(RC造)

地 域：都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域

【大気・水環境課】

(2) アスベスト調査台帳

国土交通省は、地方公共団体の建築部署(特定行政庁)に対し、「建築物石綿含有建材調査マニュアル」(平成26年11月)を示し、アスベスト調査台帳の整備を求めており、各建築部署ではアスベスト調査台帳が整備されている。

このため、建築開発課と県内特定行政庁が整備しているアスベスト調査台帳を、大気・水環境課が収集する。

なお、アスベスト調査台帳は、建築基準法において規制対象としている「吹付け石綿」及び「石綿含有吹付けロックウール」のみを対象としている(石綿含有バーミキュライト、石綿含有吹付けパーライト等は除く)。また、石綿の知識を持たない建築物所有者へのアンケート等による情報を基に整理されている場合があるため、台帳上は石綿が使用されていない

建築物であると整理されても、実際には石綿が使用されている建築物が存在する可能性がある。

台帳整備対象建築物

- 昭和31年から平成元年に施工された延床面積1,000m² 以上の民間建築物
- 昭和31年から平成元年に施工された不特定多数の者が利用する300m² 以上1,000m² 未満の民間建築物(集会場その他、ホテル及び旅館、飲食店・物販店舗等)

【建築開発課、大気・水環境課】

(3) 地方公共団体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果

総務省は、地方公共団体の所有施設(学校施設、病院、公営住宅等を除く)に対して、石綿含有建材の使用実態や除去等のフォローアップ調査を実施している。県有施設所管課は、この調査を通じて、各施設の石綿含有建材の使用状況を把握する。

市町が調査した結果は、大気・水環境課が情報を収集する。

【県有施設所管課、大気・水環境課】

(4) 大気汚染防止法の届出履歴

大気汚染防止法では、石綿含有吹付け材や石綿含有断熱材等(以下「石綿含有吹付け材等」という。)を使用している建築物等の解体、改造又は補修の作業を行う場合、工事の発注者等は、特定粉じん排出等作業実施届出を提出しなければならないことになっている。その届出で、「封じ込め」・「囲い込み」の措置を行う作業の場合は、現在も石綿含有建材を使用している建築物である可能性が高いので、石綿使用建築物リストの補足情報として扱う。

【地域防災総合事務所等】

3 注意喚起の周知体制の整備

災害発生後、被災現場では、住民、作業員、ボランティア等による災害復旧作業が開始される。被災現場では、建築物等の倒壊・損壊等に起因する石綿の飛散に考慮した行動が必要となる。このため、大気・水環境課及び地域防災総合事務所等は、災害復旧作業の従事者等に対し、建築物等における石綿の要注意施工箇所や石綿ばく露の危険性、防じんマスクの着用等について、市町の協力のもと円滑に注意喚起できる体制を整備する。

また、大気・水環境課及び地域防災総合事務所等は、平常時から石綿の基礎的知識(建物で使用される代表的な箇所、吸引した場合の危険性等)や災害時における石綿ばく露防止対策に関する情報(防じんマスクの着用等)を得られるよう、ホームページ等で分かりやすく発信する。

【大気・水環境課、地域防災総合事務所等】

4 災害対応時に必要な資材の確保

（1）必要な資材の確保

県有施設所管課は、県有施設の被災状況確認や応急措置を行う職員向けの防じんマスクを確保する。また、応急措置として、露出した石綿含有吹付け材等の養生措置に必要な養生シートや養生テープ、ロープ等の資材を確保する。

大気・水環境課及び地域防災総合事務所等は、第3章2「石綿露出状況調査の実施と応急措置」に必要な防じんマスクを確保する。

なお、確保する防じんマスクは、使い捨て式防じんマスク(DS2 以上)又はこれと同等以上のものとする。参考に防じんマスクの例を図1、図2及び図3に示す。

【県有施設所管課、大気・水環境課、地域防災総合事務所等】



図1 使い捨て式防じんマスク (DS2) の例



図2 全面形面体を有する取替え式防じんマスク (RL3) の例



図3 半面形面体を有する取替え式防じんマスク (RL3) の例

（2）市町への呼びかけ

大気・水環境課及び地域防災総合事務所等は、市町に対して、市町所有施設の被災状況確認や応急措置を行う職員向けの防じんマスク、応急措置に必要な資材の確保について呼びかける。

【大気・水環境課、地域防災総合事務所等】

5 石綿露出状況調査の準備

災害発生時には、建築物の倒壊・損傷に伴い、石綿含有吹付け材等が露出し飛散するおそれがあることから、石綿含有吹付け材等の露出状況を把握し、飛散・ばく露防止に係る応急措置をすることが必要となる。

環境省の災害時マニュアルでは、石綿含有吹付け材等の露出状況の確認調査(以下「石綿露出状況調査」という。)は、石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施することができる調査機関を把握する。また、大気・水環境課及び地域防災総合事務所等は、石綿露出状況調査の知識を習得する研修等により当該調査を行う職員等の育成を行い、災害時における対応力を強化する。

【大気・水環境課、地域防災総合事務所等】

6 環境モニタリングの準備

災害発生時には、建築物等の倒壊・損壊による石綿の露出、復旧・復興時の建築物等の解体等工事において、石綿が飛散する可能性がある。このため、大気・水環境課は、大気中の石綿濃度を測定する環境モニタリングの実施体制を整備する。

大気中の石綿濃度の分析は保健環境研究所で実施するが、災害による影響で分析に必要な人員の確保が困難となる場合、分析機器が損壊する場合又は測定が必要な地点が多数ある場合を想定し、大気・水環境課は、調査が可能な民間の調査機関を把握する。

【大気・水環境課、保健環境研究所】

第3章 災害発生時の対応

1 初動対応時の注意喚起

大気・水環境課及び地域防災総合事務所等は、建築物等の倒壊・損傷の被害が生じた災害時には、速やかに、住民、作業員、ボランティア等の災害復旧作業の従事者等に対し、建築物等における石綿の要注意施工箇所や石綿ばく露の危険性、防じんマスクの着用等について、市町の協力のもと注意喚起を行う。

【大気・水環境課、地域防災総合事務所等】

2 石綿露出状況調査の実施と応急措置

(1) 石綿露出状況調査の基本的な考え方

地域防災総合事務所等は、建築物等から石綿が露出している情報がある場合、安全に

十分配慮しながら、建築物等の状況確認を行い、建築物所有者等に対して、適切に石綿飛散・ばく露防止の応急措置を行うよう指導する。住民等からの健康被害に関する相談があった場合は、健康推進課へ情報提供する。

地震の発生等で多くの建築物等が甚大な被害を受けたときは、(2)から(4)のとおり石綿露出状況調査を行う。

【地域防災総合事務所等、健康推進課】

(2) 被災建築物の情報収集

地域防災総合事務所等は、住民等からの石綿露出に係る情報に加えて、市町等に建築物の被災状況を確認する。

【地域防災総合事務所等】

(3) 調査対象建築物の決定

被災建築物の情報を石綿使用建築物リストで確認し、石綿含有吹付け材等が使用されている可能性がある場合は、石綿露出状況調査の対象とする。調査対象建築物の決定は、環境省の災害時マニュアルで示す石綿露出状況調査の優先順位(表5)を参考に、幼稚園や学校、商業施設、歩行者の多い歩道等に接する施設等、不特定多数の人が集まる地域・施設を優先する。

【地域防災総合事務所等】

表5 石綿露出状況調査の優先順位

優先度	高 ←	→ 低
地域・場所	人が集まる場所	比較的人が少ない場所
施設の種類	<ul style="list-style-type: none">幼稚園、保育園、学校・避難場所、仮設住宅、近傍の施設等	<ul style="list-style-type: none">・公共施設、駅等・商業施設・歩行者の多い歩道等に面した施設
建築物の被災状況	<ul style="list-style-type: none">・倒壊した建物の多い地域	<ul style="list-style-type: none">・倒壊した建物の少ない地域
石綿含有建材使用の可能性	<ul style="list-style-type: none">(可能性高)・露出の通報等のあった施設・囲い込み等の履歴のある施設	<ul style="list-style-type: none">(可能性低)・登記簿から推定した施設・防火地域及び準防火地域の建築物・アスベスト調査台帳で特定した施設
石綿含有建材の種類	<ul style="list-style-type: none">・石綿含有吹付け材	<ul style="list-style-type: none">・石綿含有断熱材等・その他の石綿含有建材

出典:環境省の「災害時マニュアル」を一部変更して作成

(4) 石綿露出状況調査の方法及び応急措置

- 地域防災総合事務所等が石綿露出状況調査を実施する場合、大気・水環境課は、石綿露出状況調査を行うことができる調査機関や環境省に調査者の派遣を要請する。
- 地域防災総合事務所等は、石綿含有建材に関する知識を有する技術者と調査を行う。
- 調査方法は、目視調査や簡易判定（顕微鏡、携帯型アスベストアナライザー）による。
- 対象建築物の敷地内に立ち入る際には、建築物所有者等の同意を得る。建築物所有者等が不在の際は、敷地外から双眼鏡等を活用して露出した建材を確認し、追加調査が必要な場合は、別途、建築物所有者等の同意を得てから建物内調査を行う。
- 石綿含有吹付け材等の石綿飛散のおそれが確認された場合には、地域防災総合事務所等は、建築物所有者等に対し、石綿飛散・ばく露防止の応急措置（表6）の要請と、建築物等の解体等を実施する時に特定粉じん排出等作業実施届出を要する旨の説明を行う。
- 建築物所有者等が所在不明や遠方に避難している等の事情により、建築物所有者等による石綿飛散・ばく露防止の応急措置が困難な場合であって、緊急の対応が必要と判断される場合には、地域防災総合事務所等は関係部署と連携を図りながら周辺の立入禁止等の応急措置を行う。

【地域防災総合事務所等、大気・水環境課】

表6 応急措置の例

種類			措置
1	飛散防止	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る
2		散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う
3	ばく露防止	立入禁止	散水・養生等が行えない場合は、石綿へのばく露を防ぐ為、対象建築物の周囲をロープ等によって区切り、立入禁止とする

3 県有施設の被災状況確認・報告

県有施設所管課は、県有施設について、被災状況を確認し、石綿の露出や飛散のおそれがある場合は、応急措置を講じ、大気・水環境課に報告する。大気・水環境課は、その情報を地域防災総合事務所等と共有する。

【県有施設所管課、大気・水環境課、地域防災総合事務所等】

第4章 復旧・復興時の対応

1 解体等工事における石綿の飛散・ばく露防止措置の実施

災害時においても、建築物等の解体等工事は、大気汚染防止法に基づいて事前調査や届出、飛散防止措置等を行う必要がある。ただし、解体等工事の元請業者又は自主施工者（以下「解体工事業者等」という。）が、建築物等の倒壊・損壊による危険性があり「立入不可」と判断した場合は、石綿含有建材をあらかじめ除去せずに散水等を行いながら解体（以下「注意解体」という。）を実施することになる（図4）。

注意解体を行う解体工事発注者や解体工事業者等には、注意解体の進め方を示している環境省の災害時マニュアルに基づいて、適切に解体等工事を行うよう指導する。

なお、大気汚染防止法施行規則別表7の5において、「人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業」の場合は、「作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること」と定められている。

【地域防災総合事務所等】

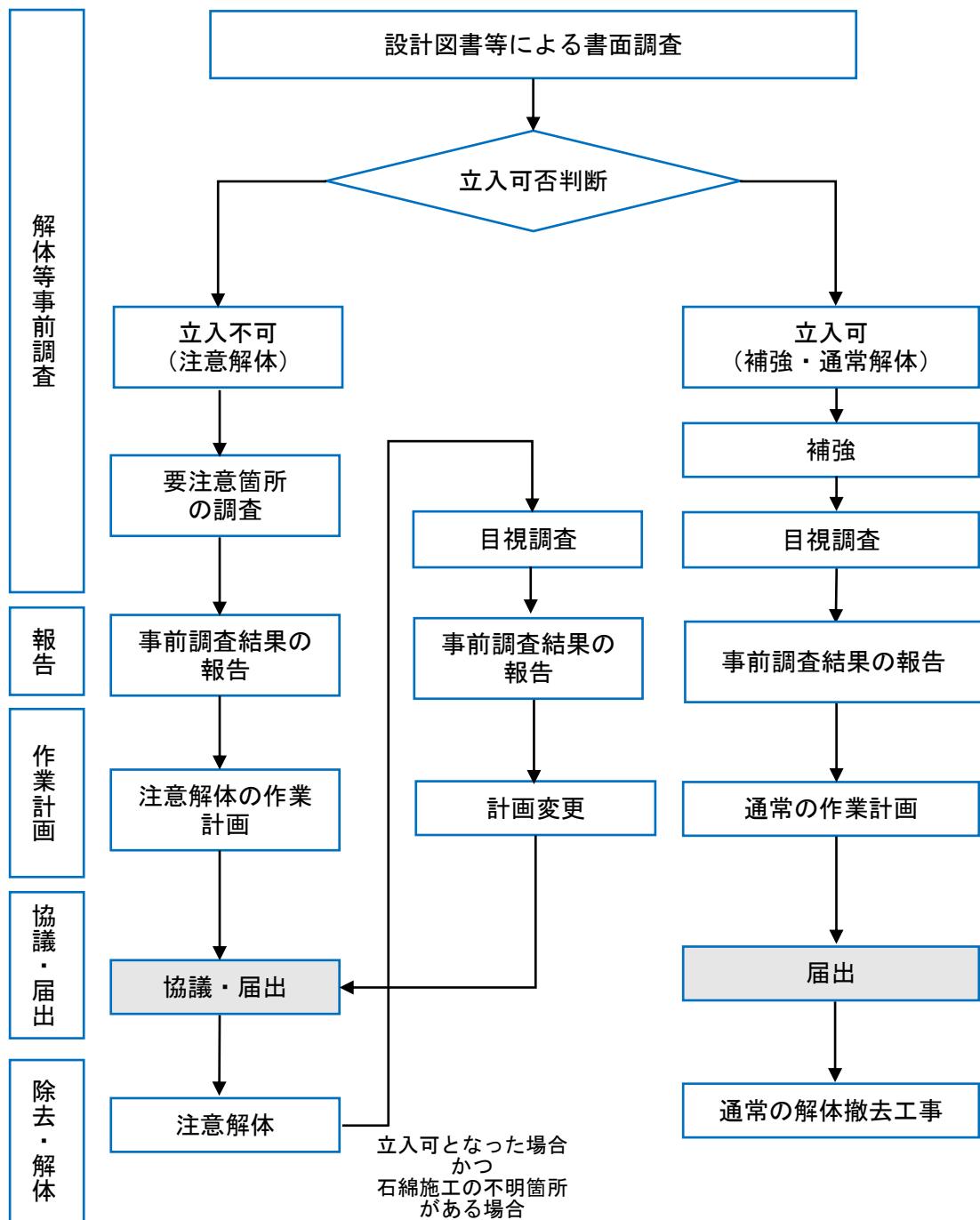


図4 災害発生時の解体等工事のフロー

出典:環境省の「災害時マニュアル」を一部変更して作成

2 注意解体時における目視調査

注意解体時における目視調査は、解体工事業者等に対して、安全性を優先しつつ、以下のことを検討し、可能な限り目視調査を行ったうえで解体等工事を行うよう指導する。また、石綿の飛散防止に関する要注意箇所を表7に示す。

- ▶ 建築物等の補強や周囲の危険物の撤去等により建築物等への立入が安全に行えると判断された範囲については、目視調査を行う。
- ▶ 解体の進行とともに目視調査の実施が可能となるよう作業工程を調整し、調査が可能となった時点で目視調査を行う。
- ▶ これらの対応を行っても目視調査ができない場合は、石綿含有建材が使用されているとみなす。

【地域防災総合事務所等】

表7 石綿の飛散防止に関する要注意箇所

木造	寒冷地では、結露の防止等の目的で吹付け材を使用している可能性がある。木造建築物においては、「浴室」、「台所」及び「煙突周り」を中心に確認する。また、木造車庫の屋根裏や鶏舎等の板金屋根や壁、寒冷地のプレハブハウスのパネルの裏側等の断熱用に石綿含有断熱材が使用されていた事例がある。
鉄骨造(S造)	耐火被覆の確認を行う。 設計図書等による判断において石綿の不使用が確認されない場合、耐火被覆は施工されていれば鉄骨全面に施工されているはずなので、棒等を使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。
鉄骨造(S造)及び鉄筋コンクリート造(RC造)	機械室(エレベーター含む)、ボイラー室、空調機室、電気室等に、吸音等の目的で、石綿含有吹付けの施工の可能性が高いので確認する。
建築設備	空調機・温水等の配管、煙突等のライニング等について可能な範囲で把握する。

出典:環境省の「災害時マニュアル」を一部変更して作成

3 注意解体の協議・作業計画

解体工事業者等が、石綿含有吹付け材等が使用されている可能性のある建築物等を注意解体しようとする場合は、事前に地域防災総合事務所等及び労働基準監督署と協議を行うよう指導する。

また、注意解体を行う計画で、特定粉じん排出等作業実施届出が提出された場合は、表8のチェックポイントを参考に内容の確認を行う。

【地域防災総合事務所等】

表8 「注意解体」の作業計画におけるチェックポイント

	ポイント
1	事前調査を行っていない範囲からの解体は極力避けること。
2	除去可能な危険要因がある場合、危険の除去から始め、事前調査の可能範囲を広げられるよう努めること(たとえば、瓦の除去等)。
3	解体を周辺部分から行う等の措置によって、事前調査の可能範囲を広げられるよう努めること。
4	危険要因の除去及び周辺部分からの解体等によって調査可能範囲を広げた場合、調査を実施し、調査結果に基づき作業計画の修正を行うことを、作業計画に盛り込むこと。
5	石綿除去方法の選択は、次の優先順で選択されていること。 優先順1 必要に応じた補強の実施後、平常通り石綿を事前に除去 優先順2 周辺部分から「注意解体」し、安全確保後に石綿除去 優先順3 適切な飛散防止措置を施し、解体・分別
6	表9の注意解体における石綿飛散防止措置等の実施事項を満たしていること。
7	解体中の新たな石綿発見時の対応について記載されていること。(関係届出機関への即時報告と計画の再協議及び修正)

出典:環境省の「災害時マニュアル」を一部変更して作成

表9 注意解体における石綿飛散防止措置等

対象	実施事項
近隣への配慮	・平常時と同様に事前調査の記録の写しを解体等工事の現場に備え置く。掲示についても平常時と同様に分かりやすい場所に設置する。
飛散防止措置	・建築物の四方は、建築物の高さ+2m又は3mの何れか高い方以上の高さの万能鋼板又は防じんシートによって養生する。 ・工事期間中は常に散水を行う。
新たな石綿への対応	・解体の進行に伴い事前調査が不可能であった場所の調査が可能となつた場合には、速やかに調査を行い、石綿含有建材を発見した場合には作業計画を変更する。石綿含有吹付け材等が発見された場合には、関係機関と協議の上、届出を実施する。 ・作業計画は、できる限り不明箇所の事前調査が可能となるように作成する。 ・報告内容に変更が生じた場合は、速やかに修正、追加の報告を行う。
廃石綿等・石綿含有産業廃棄物に係る廃棄物の分別等	・廃石綿等、石綿含有廃棄物、石綿を含まない廃棄物に区分し、分別する。石綿含有吹付け材等の除去に当たっては、部分隔離、薬液散布等飛散防止措置を実施する。 ・石綿の取り残しがないことを確認し、鉄骨やその他の建材等に石綿が残らないよう、特に注意する。 ・区分ごとに適正な現場保管・搬出を実施する。

出典：環境省の「災害時マニュアル」を一部変更して作成

4 注意解体の立入検査

注意解体が行われる場合、立入検査を行い、飛散防止措置が適切に行われていることを確認する。

【地域防災総合事務所等】

第5章 環境モニタリング

1 環境モニタリングの実施

地震の発生等で多くの建築物等が被災している状況下にあり、避難所周辺、倒壊・損壊した建築物の多い地域等で、建築物等の倒壊・損壊及び被災建築物等の解体によって、石綿飛散によるばく露が懸念される場合は、大気中の石綿濃度のモニタリングの実施を検討する。

【地域防災総合事務所等】

2 環境モニタリングの方法と結果の周知

地域防災総合事務所等が環境モニタリングを実施する場合、大気中の石綿濃度の分析は保健環境研究所で行うこととするが、災害による影響で測定に必要な人員の確保が困難である場合、分析機器が損壊している場合又は測定が必要な地点が多数ある場合は、大気・水環境課は民間調査機関への委託又は環境省等への支援要請を行う。

大気中の石綿濃度測定方法については、「アスベストモニタリングマニュアル(第 4.2 版)令和4年3月環境省水・大気環境局大気環境課」に準ずる。

なお、改訂が行われた場合は、可能な限り最新のマニュアルに準ずるものとする。

地域防災総合事務所等は、環境モニタリング結果を県ホームページに掲載する等、可能な方法で住民への周知を行い、被害の拡大防止を図る。ただし、複数の地域防災総合事務所等が環境モニタリングを実施するような大規模災害時においては、大気・水環境課が環境モニタリング結果を県ホームページに掲載する。

【地域防災総合事務所等、保健環境研究所、大気・水環境課】